



柔道整復師（接骨院・整骨院）のかかり方

マイナ保険証・資格確認書を使用する際には健康保険の適用となる範囲をご理解の上、適切な受診をお願いいたします。



マイナ保険証・資格確認書 が使える場合

- 骨折、脱臼
(応急手当の場合を除き医師の同意が必要)
- 外傷性の打撲、捻挫、挫傷
(肉離れなど)

次のような場合は、整骨院・接骨院で健康保険を 利用することができません。

- 日常生活による肩こりや筋肉疲労、スポーツ等による筋肉疲労
- 公務災害（通勤災害）や、第三者からの加害行為（交通事故等）に該当する場合
- 病気（神経痛、リウマチ、ヘルニアなど）からくる痛みやこり
- 同一の負傷などで、医療機関でも治療を続けている場合
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 症状の改善が見られない長期の施術

健康保険適用対象外の
場合は全額自己負担に
なるよ！



注意事項

柔道整復師が公立共済組合へ請求するための柔道整復施術療養費支給申請書に署名する際は、負傷日・負傷部位・施術日数などの記載事項をよく確認してください。白紙の申請書に署名することは間違った請求につながりかねませんので、**施術内容を確認してから**の署名にご協力ください。

組合員の皆さまに施術内容調査を実施しています

公立学校共済組合では、平成29年10月から、医療費の適正化への取組の一環として、柔道整復施術に関する内容点検・審査を行っています。

組合員の皆さまに施術内容調査を実施させていただく場合がありますので、柔道整復師の施術を受けたときは、負傷部位、施術内容、施術年月日の記録や領収書などを保管するなどして、ご自身で回答できるようご協力をお願いします。

皆さまから納めていただく
大切な保険料を適正に
支出するため、ご協力を
お願いいたします！

